

令和3年11月

第7回

横手市議会
臨時会議案

令和3年第7回横手市議会11月臨時会議案一覧表

- | | | | | |
|------------|-------------|---|---|---|
| (1) 報告第36号 | 専決処分の報告について | 1 | ～ | 2 |
| (2) 報告第37号 | 専決処分の報告について | 3 | ～ | 4 |

報告第36号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月1日提出
横手市長 高橋 大

専決第30号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年10月4日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|--------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年6月19日（土） |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 34,188円 |

報告第37号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月1日提出
横手市長 高橋 大

専決第31号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年10月5日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年8月7日（土） |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 77,000円 |